

## 聖籠町告示第3号

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月15日

聖籠町長 西脇 道夫

### 聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「にある者。ただし、3親等又は4親等の親族であって申立てのできる者の存在が明らかな場合は、この限りでない」を「にある者(3親等又は4親等の親族であって申立てのできる者の存在が明らかな者は除く。)」に改める。

第8条中「第3条の規定による」を削り、「住民税の非課税世帯に属する」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 被後見人等が住民税の非課税世帯に属する者であること。
- (2) 家庭裁判所に選任された成年後見人等が被後見人等の4親等内の親族以外の者であること。
- (3) 被後見人等の預貯金及び現金の合計額から報酬付与の審判で決定された報酬の額(以下「報酬額」という。)を控除した額が100万円未満であること。

第9条を次のように改める。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、報酬が付与された成年後見人等の職務の期間の月数に当該助成金支給対象者の生活の場が在宅の場合にあっては2万8,000円、施設入所の場合にあっては1万8,000円を乗じて得た額の範囲内であって、かつ、当該助成金の額を当該助成金支給対象者の預貯金及び現金の合計額に加えた額から報酬額を控除した額が100万円を超えない範囲とする。

2 前項の職務の期間は、当該期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の期間があるときは、これを1月に切り上げるものとする。ただし、既に当該成年後見人等につき前段の規定により計算された職務の期間がある場合であって、当該期間の重複する期間があるときは、その重複する期間は、前項の職務の期間から控除するものとする。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して2か月以内に行わなければならない。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別記様式第1号（第10条関係）を次のように改める。

別記様式第1号(第10条関係)

聖籠町成年後見人等報酬助成金交付申請書

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり聖籠町成年後見人等報酬助成金の交付を申請します。

記

申請者	氏名	印		
	住所			
代理人	氏名	印		申請者との関係
	住所			
預貯金及び現金の合計額		円		
報酬付与の審判により決定した報酬の額		円		
申請額		円		
振込先口座 申請者本人名義のもの	金融機関名		種別	口座番号
	銀行	店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	フリガナ 口座名義人			

添付書類

① 報酬付与の審判の決定通知書の写し

② 家庭裁判所に提出した財産目録の写し(又はこれに相当する書類として家庭裁判所が受理したもの)

※ 申請に際して世帯員全員の住民記録及び課税状況の内容を閲覧・使用することに同意します。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第8条及び第9条の規定は、この告示の施行の日以後になされた成年後見人等の職務に係る報酬に対する助成金について適用し、同日前の成年後見人等の職務に係る報酬に対する助成金については、なお従前の例による。